

【漁業権番号】 内共第29号

【関係漁業協同組合】 益田川漁業協同組合

変更案	現行	変更理由	施行予定年月日												
<p>第1条から第3条 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第4条 遊漁による漁具・漁法は、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣をいう。）に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でないといけない。</p> <table border="1" data-bbox="125 584 913 948"><thead><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr></thead><tbody><tr><td>友釣</td><td>掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リール _____ を用いての友釣りの禁止</td></tr><tr><td>鮎ルアー釣 _____</td><td>竿は3メートル以内のもの <u>リールの使用は可能</u> 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 _____ _____</td></tr></tbody></table> <p>第5条から第7条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 _____ _____</p> <p>表 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第3条で規定するキャッチアンドリリース釣り場のみ利用 <u>する者の遊漁料は次のとおりとする。</u></p>	漁具・漁法	規 模	友釣	掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リール _____ を用いての友釣りの禁止	鮎ルアー釣 _____	竿は3メートル以内のもの <u>リールの使用は可能</u> 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 _____ _____	<p>第1条から第3条 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第4条 遊漁による漁具・漁法は、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣をいう。）に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でないといけない。</p> <table border="1" data-bbox="945 584 1756 948"><thead><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr></thead><tbody><tr><td>友釣</td><td>掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リール <u>及びルアー</u> を用いての友釣りの禁止</td></tr><tr><td>鮎ルアー釣 <u>(アユインヅ)</u></td><td>竿は3メートル以内のもの _____ 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 <u>ただし飛騨川本流下呂市焼石の中原大橋から下呂市三原の帯雲橋までの区間及び、飛騨川支流門和佐川に限る。</u></td></tr></tbody></table> <p>第5条から第7条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 <u>ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下の場合には無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、所定の日釣り遊漁料を加算した額とする。</u></p> <p>表 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第3条で規定するキャッチアンドリリース釣り場のみ利用 <u>の場合</u></p>	漁具・漁法	規 模	友釣	掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リール <u>及びルアー</u> を用いての友釣りの禁止	鮎ルアー釣 <u>(アユインヅ)</u>	竿は3メートル以内のもの _____ 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 <u>ただし飛騨川本流下呂市焼石の中原大橋から下呂市三原の帯雲橋までの区間及び、飛騨川支流門和佐川に限る。</u>	<p>ルアー釣は下段で定められているため削除</p> <p>文言の修正 リールの使用を規定 鮎ルアーの使用可能区域の制限をなくすため</p> <p>減免の規定は第2項で定めているため削除</p> <p>文言の修正</p>	<p>認可の日から</p>
漁具・漁法	規 模														
友釣	掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リール _____ を用いての友釣りの禁止														
鮎ルアー釣 _____	竿は3メートル以内のもの <u>リールの使用は可能</u> 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 _____ _____														
漁具・漁法	規 模														
友釣	掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 リール <u>及びルアー</u> を用いての友釣りの禁止														
鮎ルアー釣 <u>(アユインヅ)</u>	竿は3メートル以内のもの _____ 掛け針の数は4本以内、チラシ3本以内 <u>ただし飛騨川本流下呂市焼石の中原大橋から下呂市三原の帯雲橋までの区間及び、飛騨川支流門和佐川に限る。</u>														

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	漁法区分	C&R 区間のみ 特別日釣	年釣 (雑魚年釣)	現場加算	キャッチアンドリリース釣りの遊漁料の明確化			
		日釣	年釣									
にじます、あまご、いわな	ルアー釣り、フライ釣り、テンカラ釣り	1,800円	9,500円	1,800円	ルアー釣り、フライ釣り、テンカラ釣りの全ての遊漁者	1,800円	9,500円	1,800円				
<p>4 遊漁料は、組合又は組合が指定する遊漁証取扱所、オンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。<u>この場合には、第1項、第2項及び3項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。また、前項に規定するキャッチアンドリリース釣り場のみ利用する者</u>の遊漁料の納付は、フィッシュパス及び<u>つりチケ</u>に限る。</p> <p>(特定釣り場)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、<u>次</u>の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣り場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。</p> <p>表 略</p> <p>第10条から第13条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>					<p>4 遊漁料は、組合又は組合が指定する遊漁証取扱所、オンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。<u>ただし、前項に規定するキャッチアンドリリース釣り場のみ単独利用の特別日釣券1,800円</u>の遊漁料の納付は、フィッシュパス及び<u>つりチケ</u>に限る。<u>それ以外は一般の雑魚遊漁券を購入するものとする。</u></p> <p>(特定釣り場)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、<u>組合が</u>、<u>次</u>の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣り場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。</p> <p>表 略</p> <p>第10条から第13条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。<u>また違反の際は南飛ブロック協議会で定めた漁場管理規程による。</u></p>					現場加算料の納付の明確化	文言の修正	必要のない文言の削除